

米子市文化財保存活用地域計画



令和5年（2023年）

鳥取県米子市・米子市教育委員会

米子市文化財保存活用地域計画目次

序章 文化財保存活用地域計画作成の概要

1 計画作成の背景と目的	1
2 地域計画の位置づけ	4
3 計画期間	12
4 計画の進捗管理と自己評価の方法	12
5 米子の歴史文化遺産	14

第1章 米子市の概要

1 自然・地理的環境	15
2 社会的状況	19
3 歴史的背景	24

第2章 歴史文化遺産の概要

1 指定等文化財の概要	32
2 未指定文化財の概要	36
3 関連する制度	37

第3章 歴史文化の特性

40

第4章 歴史文化遺産の把握調査

1 既存の歴史文化遺産の把握調査の概要	42
2 歴史文化遺産の把握調査の課題	46
3 歴史文化遺産の把握調査の方針	47

第5章 歴史文化遺産の保存と活用に関する課題・方針

1 歴史文化遺産の保存と活用に関する将来像	48
2 歴史文化遺産の保存と活用に関する課題	49
3 歴史文化遺産の保存と活用の視点と方針	53

第6章 歴史文化遺産の一体的・総合的な保存と活用

1 歴史文化遺産群	
(1) 歴史文化遺産群の考え方	57
(2) 歴史文化遺産群の設定	57
①甦る弥生の国邑の歴史文化遺産群	59

②淀江瀉を支配した王の墓と寺院の歴史文化遺産群	6 1
③中世の祈りと戦乱の時代の歴史文化遺産群	6 2
④海城・米子城と城下町の歴史文化遺産群	6 5
⑤米子の小路と地藏信仰の歴史文化遺産群	6 7
⑥砂丘地開発に挑んだ人々の営みの歴史文化遺産群	6 9
⑦鉄道の町・米子の近代化の歴史文化遺産群	7 2
⑧鎮守の森とオオサンショウウオ、豊かな自然の歴史文化遺産群	7 5
⑨ふるさと米子の伝統的な暮らしの歴史文化遺産群	7 7
2 歴史文化遺産保存活用区域	
(1) 歴史文化遺産保存活用区域の設定	8 0
(2) 歴史文化遺産保存活用区域	8 1
①米子城と城下町周辺歴史文化遺産保存活用区域	8 2
②古代淀江瀉周辺歴史文化遺産保存活用区域	8 3
第7章 歴史文化遺産・歴史文化遺産群・歴史文化遺産保存活用区域の保存と活用に関する措置	
1 措置の考え方	8 5
2 歴史文化遺産全体に関する措置	8 7
3 歴史文化遺産群と歴史文化遺産保存活用区域に関する措置	
(1) 歴史文化遺産群に関する措置	9 8
(2) 歴史文化遺産保存活用区域に関する措置	1 0 3
第8章 歴史文化遺産の防災・防犯	
1 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題	1 0 5
2 歴史文化遺産の防災・防犯に関する方針と措置	1 0 7
3 歴史文化遺産の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針	1 1 1
第9章 歴史文化遺産の保存・活用の推進体制	
1 計画の推進体制	1 1 2
2 各主体の役割及び体制整備の方針	1 1 4

序章 文化財保存活用地域計画作成の概要

1 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景

大山さんのおかげ※ 米子市は、鳥取県の西部、山陰のほぼ中央に位置し、東に中国地方最高峰の大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約にも登録されている中海、南は中国山地から伸びる丘陵地と日野川・法勝寺川沿いの田園地帯という、豊かな自然環境に囲まれています。また、海に湯が湧く皆生温泉、大山山麓の良質で豊富な地下水など豊かな自然資源を有しています。四季ははっきりとしており、穏やかで過ごしやすい日がある一方で、真夏の暑さや冬の降雪と強風、1年の寒暖差が大きという山陰特有の気候となっています。そして、大山の麓に暮らす私たちは、台風や豪雨等の自然災害が比較的少ない事も「大山さんのおかげ」と感謝して日々を過ごしています。

交通の要衝「商都・米子」 山陰地方における鉄道発祥の地である米子駅を中心とする鉄道網や高速道路（米子道・山陰道）、国道などの道路網が整備され、陸上交通の十字路に位置しています。また、山陰唯一の国際定期航空路線を持つ米子鬼太郎空港を有するとともに、国際航路を持つ境港市とも隣接しており、海外にも開かれた山陰の玄関口と呼ばれています。人や物の行き来が盛んな地の利を活かして近代以降は山陰の大阪にもたとえられる「商都・米子」として栄えてきた歴史があります。このような歴史で培われてきた特性のひとつとして、人と物が行き交う土地柄とそれに育まれた明るく開放的で進取の精神に富む市民性が特徴と言えます。

米子の文化財 本市には、古代から現代まで連綿と続く歴史と伝統、そして特色ある風土によって形成された、国指定の重要文化財、史跡をはじめとする数多くの文化財があります。例えば、市内中心地に遺存する国史跡・米子城跡や大山山麓に広がる淀江地区の古代遺跡群などは、高い学術的価値を有するだけでなく、一般公開されて市民にも親しまれ、郷土を愛する心の源となっています。これらの文化財は、近年では地域活性化や観光振興に資する役割が認識され、その積極的な活用も期待されています。

米子市まちづくりビジョン 米子市は、新商都米子の創造に向けた市の将来像として『住んで楽しいまち よなご』を掲げています。「逃ぎょい逃ぎょい（逃げよう逃げよう）と米子に逃げて、逃げた米子で花が咲く」とうたわれたように来るもの拒まずの開放的な市民性でまちを発展させることで、現在の「商都・米子」を築いてきました。平成17年の合併以後3次にわたって推進した総合計画を受けて令和2（2020）年に策定した第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略は愛称「米子市まちづくりビジョン」（以下、「まちづくりビジョン」）と呼び、その計画の実現に向け七つの基本目標を定めています。この中で歴史文化に関しては「5歴史と文化に根差したまちづくり」として、本市の歴史・文化資源を保存・活用することにより、その価値や魅力を市民はもとより米子を訪れる多くの人々と共有し、にぎわいがある、心豊かに暮らせるまち「米子」をめざしています。

少子・高齢化 米子市の総人口は、令和2（2020）年の国勢調査において147,317人となり、5

※日本遺産・地蔵信仰が育んだ日本最大の牛馬市のストーリーでは、「ここには、人々が日々「大山さんのおかげ」と感謝の念を捧げながら大山を仰ぎ見る暮らしが息づいている」とされています。

年前と比較して 1,996 人減少しました。しかしながら、年齢 3 区分別の人口割合をみると、年少人口は 0.3%、生産年齢人口は 1.5% 減少した一方、老年人口は 1.9% 増加しており、少子高齢化が進行している地方共有の状況が見られます。住民の文化財への関心は、米子城跡や上淀廃寺跡といった一部の顕著な文化財に限られ、それら以外の指定文化財や未指定の文化財への関心は、さらに低い状況も認められます。また、人口ビジョンの将来展望によると、今後は人口が減少していくものと推計されています。人口減少・少子高齢化の進行は、地域経済への影響のみならず、歴史文化を継承する担い手が不足することにもなり、それに伴って貴重な文化財の滅失や散逸にもつながることが危ぶまれます。過去から引き継がれた貴重な歴史文化をいかに継承していくかが、これからの大きな課題となっています。

自然災害と文化財 平成 7 (1995) 年の阪神淡路大震災、平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災は、それまでの想定を超える甚大な被害によって、全国的に大きな衝撃を与えました。本市は昔から大きな地震のない地域とされてきましたが、平成 12 (2000) 年に発生した鳥取西部地震により最大震度 6 強を経験し、地震の空白地ではないことがわかりました。また、近年は地球温暖化に関係するとされる記録的な猛暑やゲリラ豪雨など激甚化した自然災害が各地で発生しており、人々の自然災害に対する意識は大きく変化しています。このような状況のなかでも、市民の心の拠り所となる歴史文化の保全は重要な課題です。防犯も含めた様々な危機に対応するための取り組みが必要であり、まずはどこになにがあるのか、悉皆的な文化財のリスト化が求められています。

よなごの宝八十八 このたびの地域計画に先立って米子市では「伯耆国文化創造計画」の一環として、これまでの文化財の基準とは異なる、市民の日常生活に溶け込んでいる風景や樹木、路傍の石碑・石像、普段歩きしている小路や古道などにも目を向け、それらが長い歴史の中で市民に育まれてきた「よなごの宝」であるとして 87 件を認定（最後の 1 件は市民それぞれが決める）しました。実はこの時に市民から寄せられた宝の候補は 400 件近くあり、関心の高さがうかがわれます。こうした地域に埋もれている未指定の文化財が米子市及び市民にとって価値のあるものであることを「知り・気づき、学び、楽しむ」ことを通して保存・活用するとともに、観光等で訪れた人が本市のなりたちの魅力に触れ、楽しめるよう磨き上げることで、米子市全体に「文化の薫る、住んで楽しいまちづくり」の意識を浸透させる総合的な方策が必要となっています。

文化財保護法改正 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。このたびの法改正の主眼は、まさに地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力を強化することであり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことを目指しています。これを受けて鳥取県では、文化財保護法第 183 条の 2 の規定に基づき文化財の保存・活用における現状と課題を整理し、今後の文化財保護の取り組みに対する基本的な方針を明確化するために、令和 2 (2020) 年 3 月に「鳥取県文化財保存活用大綱」を策定しています。本大綱は県内市町村による地域計画作成推進に益するものであること前提として作成されています。

さらに文化財保護法については、令和 4 (2022) 年 4 月 1 日より無形文化財及び無形の民俗文化財の国登録制度の新設や地方公共団体による文化財の登録制度を定める改正が行われました。

(2) 目的

地域社会の礎を目指して 米子市には、人々の営みの中で、自然や風土、社会、生活を反映しながら今日まで伝承されてきた歴史文化や文化財等があります。このたび所有者等、地域、専門家、行政などが一体となって、指定・未指定に関わらず文化財を守り伝える方策を検討して、「歴史と文化に根差したまちづくり」をめざすための方向性と具体的な事業計画を示すために、文化財保護法第183条の3に基づく「米子市文化財保存活用地域計画」（以下、地域計画という）を作成することとしました。

地域計画は、人々が地域に所在する文化財が共有の財産であると再認識して、文化財を適切に保存・活用し、次世代へ継承していくための総合的な計画です。その保存と活用に官民協働で取り組むことにより、市民の歴史文化に対する意識の向上や、ふるさとへの誇りと愛着を深めていくことが期待されます。

SDGs SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標です。世界的に広がりを見せるSDGsの目標は相互に関係性を持ちますが、米子市まちづくりビジョンの目指す「歴史と文化に根差したまちづくり」は「11 住み続けられるまちづくり」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」と深く関わります。本地域計画の歴史文化や文化財の保存・活用の取組みは、SDGsの理念と重なるものであり、その推進はSDGsの目標達成にも資するものと考えます。

米子市文化財保存活用地域計画のSDGsの目標



文化財の活用の推進 史跡公園として整備された伯耆古代の丘公園（向山古墳群・上淀廃寺跡）、鳥取県立むきばんだ史跡公園（妻木晩田遺跡）は、これまでも学校等の遠足や歴史学習で利用されたり、遺跡まつりが行われたりと、憩いの場や体験イベントの場として活用されてきました。現在でも、ゴールデンウィークや夏休み等のイベント会場として盛んに活用を図っているところ です。

こうした史跡公園に加えて、米子城跡やそのほかの指定・未指定文化財等を効果的に活用し、その魅力を発信することにより、市外・県外の人々にも周知し、本市への誘いへつなげたいと考えます。さらに、外からの視点によって、市民が地域の文化財の魅力に気づき、文化財を後世に継承すべきとする意識が芽生えることが期待されます。住民と行政による官民協働の活発化が観光資源への訪問者等関係人口の増大にもつながり、来訪者が再び訪れたいまちを目指す好循環が生まれるような流れに寄与することも、地域計画作成の重要な意義と考えています。

本計画は、地域の歴史文化を掘り起こし、それらを特徴づける歴史文化遺産を幅広く捉え、的確に把握し、総合的に保存・活用していくことを目的とします。

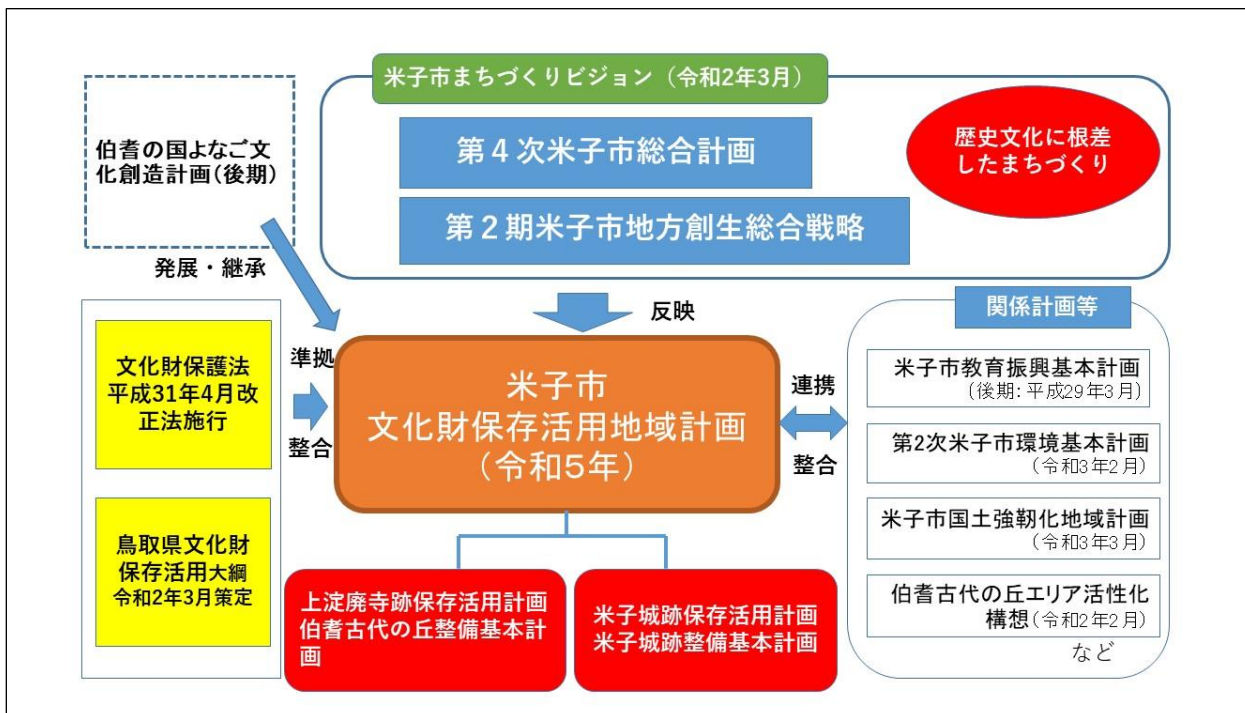
2 地域計画の位置づけ

まちづくりビジョンにおいては、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度を計画期間とする基本構想において市の将来像として示された「住んで楽しいまち よなご～新商都米子の創造に向けて～」を実現するために設定したまちづくりの基本目標のひとつとして「5 歴史と文化に根差したまちづくり」を掲げています。さらにこの目標を達成するために「5-1 米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信」「5-2 芸術文化活動の推進」「5-3 淀江地域における歴史・地域資源の活用」をまちづくりの基本方向として示しています。

地域計画は、まちづくりビジョンの基本目標「5 歴史と文化に根差したまちづくり」における「(本市の) 歴史・文化遺産を保存・活用することにより、その価値や魅力を市民はもとより多くの方と共有し、にぎわいがある、心豊かに暮らせるまち「米子」をめざす」ための文化財の保存と活用に関する総合的な計画と位置付けられます。なお、「5 歴史と文化に根差したまちづくり」は、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標4「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」とも関連付けられます。

また地域計画は、次に示すように、まちづくりビジョンの各基本目標のほか、まちづくりビジョンを頂点とした本市のさまざまな分野における計画との関わりがあります。特に「伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）」（平成25～31年）は、本地域計画に先行する文化財の保存・活用についてのアクションプランであり、同計画における主要な施策であった「歴史・文化遺産の活用」「歴史関係施設の整備・活用」等については、成果を評価したうえで必要な施策は地域計画でも引き継いでいく必要があります。

米子市文化財保存活用地域計画の位置づけ



上位・関連計画一覧表

	名 称	内 容	策定・改訂年月
①	米子市まちづくりビジョン (第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略)	米子市のまちづくりを推進するための基本構想・基本計画などを掲げている。	令和2年3月 令和4年12月 改定
②	米子市教育に関する大綱	子どもたちの育成のために米子市が目指すべき方向性や、それを実現するための方針を示している。	令和4年3月
③	米子市教育振興基本計画	中長期的な視点で教育施策を実施していくため、教育の基本理念や基本施策を掲げている。	平成24年10月 令和4年2月
④	米子市都市計画マスタープラン	土地計画法に基づき、米子市における都市計画に関する基本的な方針を掲げている。	令和元年6月
⑤	米子市中心市街地活性化基本計画(新計画)	米子市の中心市街地活性化の基本方針・目標・骨子などを掲げている。	平成27年12月
⑥	米子市景観計画	景観法及び米子市景観条例に基づき景観行政の区域、景観形成の基本方針などを定めている。	平成21年11月
⑦	第2次米子市環境基本計画	米子市のすばらしい環境を次世代に継承するために、環境に関する施策を長期的な視点で総合的に推進する基本計画を定めている。	令和3年2月
⑧	米子市緑の基本計画	中長期的な観点で都市の緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画を掲げている。	平成17年3月
⑨	米子市森林整備計画	計画的かつ適切な森林の整備、森林資源の管理を目的に、基本方針などを示している。	平成27年4月 令和元年3月変更
⑩	米子市地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づき米子市防災会議が作成した地域防災計画。	令和4年度修正
⑪	米子市国土強靱化地域計画	自然災害が起こった場合も市民の生命・財産を守り、被害を最小化する社会経済システムを構築する指針を示している。	平成31年3月 令和3年3月改訂
	個別の文化財の整備計画等	伯耆古代の丘整備基本計画(平成13年)、史跡米子城跡保存活用計画(平成29年)など	
	鳥取県文化財保存活用大綱	県内の文化財の保存と活用を推進するための考え方や方策、体制づくり、そして文化財の把握などに関する指針を示している。市町村による地域計画策定推進に益するものとするを目的とする。	令和2年3月
参考	伯耆の国よなご文化創造計画(後期計画)	「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築」をテーマに、基本方針・主要施策を掲げている。	平成25年10月

(1) 各計画の概要と地域計画との関連

①『米子市まちづくりビジョン』(「第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略」)

(米子市 令和2(2020)年3月策定、令和4(2022)年12月改定)

米子市の将来像『住んで楽しいまち よなご』の実現に向けて、令和2～11年度におけるまちづくりの総合的な指針を示す上位計画です。市政の柱となる7つのまちづくりの基本目標の下にまちづくりの基本方向を定め、それぞれについて、計画目標と主な取組・関連計画を掲げています。

米子市の将来像	<p>住んで楽しいまち よなご</p> <p>新しい挑戦の中で、人々が成長し、物事が前進し、まちの発展とともに市民が生きる喜びを感じ、人生の充実感を得られる「住んで楽しいまち よなご」を市民と共に創る</p>
---------	--

まちづくりの基本 目標	1 交通基盤の充実と人が集うまちづくり	2 市民が主役・共生のまちづくり
	3 教育・子育てのまちづくり	4 地産外商・所得向上のまちづくり
	5 歴史と文化に根差したまちづくり	6 スポーツ健康まちづくり
	7 災害に強いまちづくり	

基本目標	基本方向	計画目標と主な取組
3 教育・子育てのまちづくり	7 ふるさと教育の推進	<p>【計画目標】</p> <p>①ふるさと米子に学び、ふるさとへの愛着や誇りをもつ人材の育成を図ります。</p> <p>【主な取組】</p> <p>①ふるさと米子に学び、ふるさとへの愛着や誇りをもつ人材の育成 ・米子の豊かな自然や歴史・文化遺産、先人の業績などを学ぶふるさと教育の充実</p>
5 歴史と文化に根差したまちづくり	1 米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信	<p>【計画目標】</p> <p>①遺構の保護や来訪者の安全確保等に向けた整備を推進します。</p> <p>②米子城跡の魅力発信に向けた各種事業を展開します。</p> <p>【主な取組】</p> <p>米子城跡保存整備事業の推進 米子城跡の魅力発信事業の展開</p>
	3 淀江地域における歴史・地域資源の活用	<p>【計画目標】</p> <p>①伯耆古代の丘エリアのにぎわいづくりに取組みます。</p> <p>②地域資源を活用したまちづくりを進めます。</p> <p>【主な取組】</p> <p>伯耆古代の丘エリアの活性化 地域資源を活用したまちづくりの推進</p>

②米子市教育に関する大綱（米子市 令和4（2022）年3月策定）

「まちづくりビジョン」との整合性を図りながら、子どもたちの育成のために本市が目指すべき方向性や、それを実現するための方針を示すため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき定められ、期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

米子市の目指す教育基本理念「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」と3つの基本目標と施策の方向性を掲げています。文化財に関しては、基本目標2「郷土で育む学びのあるまち」の施策の中で取組むものです。

基本理念	基本目標	内 容
ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさの あるまち米子	2 郷土で育む学びの あるまち	<p>米子の豊かな自然や歴史、芸術文化など、ふるさと米子について理解を深め、地域の未来の担い手として、ふるさとへの愛着や誇りをもつ人材の育成を図ります。</p> <p>【主な取組】 歴史的文化遺産の保存活用</p>

③ 米子市教育振興基本計画

(米子市教育委員会 平成 29 (2017) 年 3 月、令和 4(2022) 年 12 月改定)

米子市における教育の基本理念「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子」と 4 つの基本目標を示した「基本構想」に基づき、それらを実現するための取組みを示した「基本施策」を掲げています。

これらの中で文化財に関連する施策は、「郷土で育む学びのあるまち（米子の財産である豊かな自然や歴史・文化遺産を、保護・保存・継承・活用していくとともに、その魅力を発信しながら、市民が郷土に誇りを持てる学びの創造に努めます）」の基本目標に掲げる基本施策の中で取組むものです。

基本目標	基本施策	施策の概要
3 郷土で育む 学びのあるまち	3-3 歴史的文化遺産の保 存・活用	文化財保護の中・長期的な基本方針と短期的に具体的に取組むアクションプランからなる文化財保存活用地域計画を作成し、それに基づく文化財の保存整備の推進及び文化財の活用の展開に取組めます。 【主な取組】 ① 文化財保存活用地域計画の作成 ② 文化財の保存整備の推進 ③ 文化財の活用の展開

④ 米子市都市計画マスタープラン (米子市 令和元 (2019) 年 6 月)

都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念を「まちなかと郊外が一体的に発展する都市づくり」とし、都市整備の方針と地区別整備構想を掲げています。そして、都市づくりの 5 つの目標のひとつに「歴史と自然を活かしたまちづくり」を掲げ、米子城跡や淀江地区などの遺跡、史跡と大山山麓から弓ヶ浜一帯に及ぶ自然を活かしたまちづくりを目指しています。

⑤ 米子市中心市街地活性化基本計画 (新計画) (米子市 平成 27 (2015) 年 12 月)

広域交通の拠点である JR 米子駅周辺、古くから形成されている商店街、米子城の町割りの跡が残る下町、歴史的・文化的遺産である寺町等、米子城跡、自然資産である加茂川を含んだ、概ね 196ha の区域を「中心市街地」と設定し、区域内の活性化を図ることとしています。

前基本計画の取組（平成 20 年 11 月～平成 26 年 3 月）の結果、課題の一つとして「歴史や文化、自然資源の活用が不十分」であることがあげられました。そこで新計画（平成 27 年 12 月～令和 3 年 3 月）では、「人が集いにぎわうまち」「歴史や文化、自然に触れ合えるまち」の目標を達成するために、「施設の老朽化が進んでいる山陰歴史館を米子城跡の案内や下町観光の拠点施設として機能するような整備を進める」とともに「米子城跡の計画的な保存・整備に努め、歴史学習の場として活用するとともに、中心市街地にある貴重な都市空間として、市民へ憩い



や安らぎの場を提供、また、様々なイベントの実施など、多目的な利活用にも対応できる史跡公園としての整備を進める」ことを位置付けています。

なお、令和2年10月に行なった中心市街地アンケートでも中心市街地に住んでみたいと思う理由として「歴史的街並みや優れた景観、自然がある」を選んだ人の割合が平成25年度の3.7%から令和2年度には9.6%に上昇しており、その評価は高いことがうかがえます。

⑥ 米子市景観計画 (米子市 平成21(2009)年11月)

米子市が行う景観行政の区域、景観形成の基本方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定め、米子市の優れた景観資源を保全・継承、活用し、新たな景観を創造していくことにより、様々な表情を持つ魅力的なまちづくりを目標としています。

市全域を「景観計画区域」とし、「大山景観形成重点区域」、「弓ヶ浜景観形成重点区域」、「旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域※」の3か所を景観形成重点区域としています。

大山景観形成重点区域には、日本遺産を構成する大山道(尾高道)が含まれています。また旧加茂川・寺町周辺景観形成重点区域は、城下町に起源をもち、商都米子の基礎を築いたまちであり、後藤家住宅や加茂川沿いの白壁土蔵、町家、寺町など、江戸時代から明治時代にかけての佇まいが残る区域です。これらは、多様な自然や歴史性を大切にし、良好な景観に触れ合えるまちを景観形成の目標としています。(※現在、「旧加茂川」は加茂川と呼称)

⑦ 第2次米子市環境基本計画 (米子市 令和3(2021)年2月策定)

平成23年度に策定した「第1次米子市環境基本計画」を踏まえて、現在の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた「第2次米子市環境基本計画」を策定したものです。5つの基本目標を達成するとともに、長期的な目標として「2050年までに温室効果ガス(二酸化炭素)実質排出ゼロ」の達成をめざしています。5つの基本目標のうち④安心安全社会(SDGs3・6・11)を達成するための施策の柱のひとつ「2美しいまちづくりの推進」に向けた個別施策が設定され、文化財に関しては重点施策として「様々な歴史的文化遺産についての調査研究の推進」「有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくために、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の推進」の2施策がうたわれています。

⑧ 米子市緑の基本計画 (米子市 平成17(2005)年3月)

都市の緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画で、米子市の緑全般に関する目標や方針を定めています。米子市の歴史的風土のシンボルとなる米子城跡や加茂川・寺町周辺の歴史的な町並みと一体となった「商都米子」を象徴する緑を市民の共有財産として将来へ引き継いでいけるよう、その保存と育成を図るとともに、深田氏庭園、粟嶋神社、安養寺、大神山神社、和田御崎神社などの多数の歴史資源と結びついた緑地についてもその保全を図ることとしています。本計画は全国の優良事例40選に選ばれています。本計画の目標年次は令和2年(2020)でしたが、引き続き緑地の保全及び緑化推進に関する指針として有効であるとともに、必要に応じて長期的な取組みについては継続されることとされています。

⑨ 米子市森林整備計画 (米子市 平成 27 (2015) 年 4 月)

森林法に基づき森林整備の基本方針、森林施業の推進方策などを掲げている計画で、市内にある地域森林計画の対象となる私有林の伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本事項等について定めています。

文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林は、市民の保健・教育的利用等に適した保健文化機能の評価区分が高い森林として、米子城跡、粟嶋神社社叢（粟嶋）、むきばんだ史跡公園（妻木晩田遺跡）、伯耆古代の丘公園（向山古墳群・上淀廃寺跡）などが「保健文化機能維持増進森林」として位置付けられています。

⑩米子市地域防災計画 (米子市 令和 4 (2022) 年度修正)

災害対策基本法の規定に基づき米子市防災会議が作成した地域防災計画です。共通対策計画の災害予防計画の中の文化財を各種災害から保護することを目的とする「文化財災害予防計画」において、保護管理責任者・保護管理の指導等とともに災害予防対策を以下の通り定めています。

対象の文化財	施設整備対策
建造物と美術工芸に属する工芸彫刻、及び考古資料等の有形文化財	<p>ア 建造物関係については、破損、腐朽箇所の修理を行い、自動火災警報設備、避雷針、貯水槽等消防設備の配備及び消防ポンプ自動車の進入路等の整備を図る。</p> <p>イ 美術工芸に属するものについては、完全な収蔵庫の建設による収蔵保管が根本的な対策と考えられる。</p>

⑪ 米子市国土強靱化地域計画 (米子市 令和 3 (2021) 年 3 月改訂)

大規模自然災害に対する「脆弱性評価」を踏まえ、米子市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定した地域計画です。災害からの迅速な復旧・復興を脅かす起きてはならない最悪の事態として、「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を設定し、被災による地域コミュニティにおけるアイデンティティの喪失を防ぐため、文化財を保護する必要があるとしています。以下のとおり重要業績目標を定めており、文化財保存活用地域計画では当面、文化財リストの作成を行っています。

重要業績指標（文化財の保存）	目標（R5）	事業主体	個別施策分野
文化財防災対策マニュアルの策定	計画策定	県	住環境
文化財ハザードマップの作成	作成検討	市	
文化財リストの作成	作成	県・市	
実技研修講習会等の実施回数	2回/年	県	

(2) 個別の文化財の計画等**①伯耆古代の丘整備基本計画**（平成 13 年 3 月・淀江町教育委員会）

上淀麿寺跡と向山古墳群ほかを対象として、周辺環境や各遺跡の特徴を踏まえ、今後の整備に向けての基本的な内容を定めたものです。

②史跡上淀麿寺跡保存管理計画（平成 23 年 3 月・米子市教育委員会）

史跡指定地の周辺の寺域の追加指定を受けて史跡全体の保存と管理に関する計画を定めたものです。

③史跡米子城跡保存活用計画（平成 29 年 3 月・米子市教育委員会）

中・長期的な視点で、米子城跡の保存、活用、整備、運営・体制等に関する現状と課題を把握し、対応の方向性、方策を明確にしています。

④史跡米子城跡整備基本計画（平成 31 年 3 月・米子市）

前記保存活用計画の整備基本構想を踏まえて、城跡の遺構群の視覚的な顕在化を目指した具体的な整備計画です。

⑤史跡米子城跡整備基本計画・三の丸編（令和 4 年 3 月・米子市）

野球場跡地の史跡追加指定を受けて、三の丸の史跡公園整備の具体的な計画を示したものです。

(3) 鳥取県文化財保存活用大綱（鳥取県 令和 2（2020）年 3 月）

鳥取県文化財保護条例に基づき、県内各地域に所在する文化財の保存と活用を推進するために必要な考え方や方策、体制づくり、そして文化財の把握などに関する指針を示しています。さらに県内市町村による地域計画策定推進に益することを目的としているものです。地域計画は本大綱を勘案して作成しています。

<p>基本的な考え方</p>	<p>【保存と活用に関する理念】</p> <p>県民が地域にある文化財の存在及びその本質や魅力を知り、それを活かす工夫を通じ保存を図りながら、地域活性へと繋げる。</p>
<p>文化財の保存・活用を図るために講ずる措置</p>	<p>1. 文化財の保存・活用の方針</p> <p>法令等に基づく文化財指定等を積極的に進める。また文化財の適切な維持等のために、行政側の経済的支援の確保と民間等の助成の活用を図る。</p> <p>文化財の価値を高め、新しい魅力を創造し、地域振興に益するよう積極的に文化財を活用する。そして地域住民等が「知る」機会をつくるため、教育・生涯学習や地域・観光振興、情報発信に取り組む。</p> <p>2. 文化財の把握と関連文化財群</p> <p>県内の文化財を素材として作り出す特徴的な 12 のストーリーを「関連文化財群」として設定し、積極的な文化財保存・活用を進め、より具体的な取組を実現する。</p> <p>3. とっとり遺産（仮称）の設置</p> <p>従来の文化財の規定に必ずしも収まらない新たな分野の取り扱い、未指定文化財を保護する取組として、従来の指定等の文化財保護制度とは異なる制度を創設し、認知と保護の範囲を広げていく。</p>

(4) 参考計画等

伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）（米子市 平成 25（2013）年 10 月）

米子市・淀江町合併協議会により平成 16 年に策定された「米子市・淀江町 新市まちづくり計画」の重点プロジェクトとして平成 19（2007）年 3 月に「伯耆の国よなご文化創造計画」の 15 年計画が策定されました。創造計画の基本方針として「歴史的文化の保護、活用と掘り起こし」が掲げられ、平成 24 年までの前期計画における主要施策として（1）歴史的文化（よなごの宝）の掘り起こし事業「よなごの宝 88 選」が展開され、ハード事業として（4）文化施設等の整備として埋蔵文化財センター整備、史跡上淀廃寺跡整備事業が実施されました。

前期計画の進捗状況や成果、課題などを踏まえ、平成 25（2013）年 10 月には、後期計画（平成 25～31 年度）が策定されました。後期計画では、次の 3 つの基本方針の下に 7 つの主要施策を掲げており、そのうちの（1）文化活動・人材育成の推進①歴史・文化資産の活用では、よなごの宝 88 選事業に加えて、地域の歴史・文化探訪、無形文化財の保存・伝承に取り組んでいます。また、（2）文化施設の整備・活用②歴史関連施設の整備・活用における主要施策の一つとして、新たに米子城跡整備事業を掲げ、米子城跡の計画的な保存・整備を進めることとしています。

本地域計画は、伯耆の国よなご文化創造計画（後期計画）の方針を引き継いでいます。

基本方針	主要施策
(1)文化活動・人材育成の推進	①歴史・文化資産の活用 ②文化芸術活動への支援 ③文化芸術に親しむ機会の提供
(2)文化施設の整備・活用	①文化芸術施設の整備・活用 ②歴史関連施設の整備・活用
(3)文化情報ネットワークの充実	①文化関係情報の充実 ④ネットワーク機能の充実

3 計画期間

本計画の計画期間は、本市の市政運営の最上位計画となる『米子市まちづくりビジョン』の改定を見据え、『米子市教育振興基本計画』など関連する諸計画の期間との整合性や地域の実情を踏まえ、令和5(2023)年度から令和12(2030)年度の8年間に設定します。この8年間に前期：令和5～7(2023～2025)年度、中期：令和8～10(2026～2028)年度、後期：令和11・12(2029・2030)年度の3小期に区分します。

なお、米子市まちづくりビジョンにおける基本計画の前期計画期間が令和6(2024)年度までであることから、令和7(2025)年度以降の後期計画策定と当初計画の進捗状況を分析して中間見直しを検討することとします。見直しの結果、下記の変更が必要と判断された場合は、計画内容を変更し、文化庁の認定を受けるものとします。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について鳥取県と文化庁に報告を行います。

	計画期間									
年度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
地域 計画	米子市文化財保存活用地域計画(8年間)								次期計画～	
時期 区分	前期			中期			後期			
				▲ 中間見直し			▲ 総括			
総合 計画	基本構想							次期総合計画		
	前期計画			後期計画						
教育 大綱	米子市教育に関する大綱				次期大綱					

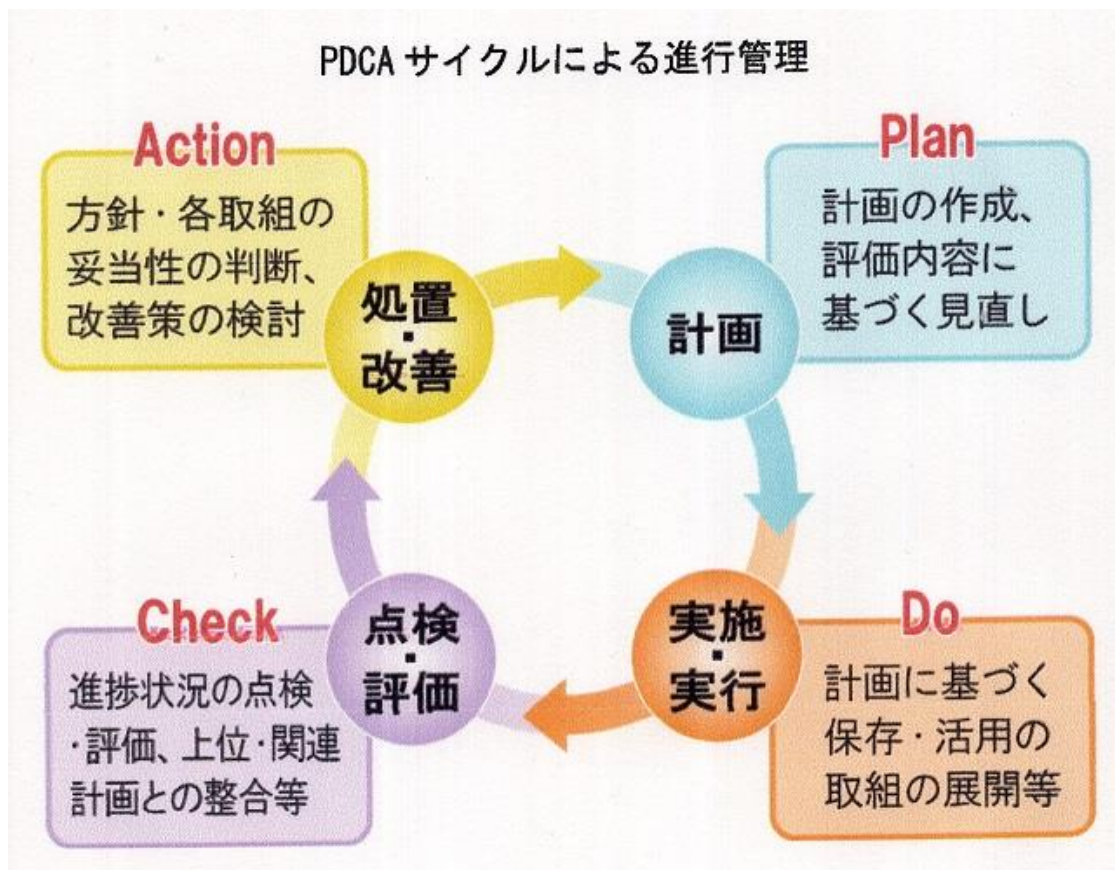
4 計画の進捗管理と自己評価の方法

国から認定された地域計画の進捗管理については、計画作成にあたって内容等を検討した米子市文化財保存活用地域計画検討協議会を発展させた地域計画協議会(以下、協議会と呼ぶ)における定期的なフォローアップを中心として、前期(中間評価)・中期(中間評価)・後期(総括)においてPDCAサイクル(「Plan(計画)」「Do(実施・実行)」「Check(点検・評価)」「Action(処置・改善)」の進捗管理により、円滑かつ実効性のある取組みを実施していきます。短期サイクルでの進捗管理としては、文化振興課が中心となり、当該年次に行う各事業につ

いて目標値等を定めて自己評価表により進捗状況の確認を行うとともに、定例の協議会に諮ることとで点検を行います。この点検結果に基づき、翌年における取組方法等の見直しや改善を図ります。

初めての取組みであることから、時期区分の前・中期（令和 7（2025）・令和10（2028）年度）終了段階において、協議会を中心にそれまでの期間に実施した主要な取組みの進捗確認及び中間評価を行います。評価結果を踏まえて、今後の取組みに必要な更新・修正を加えるなど計画の中間見直しを検討します。長期的には、計画期間の最終年（令和 12（2030）年度）の総括として、協議会において期間中の全ての取組みについて進捗確認及び最終自己評価を行い、次期計画の立案・作成に取組みます。なお、評価指標の設定にあたっては、成果を客観的に表す定量的な指標とともに、歴史文化に関する専門的な内容や社会・教育的な影響なども考慮する必要から定性的な指標についても併せて検討し、収集可能かつ各取組に応じた適切な指標を採択していくこととします。

そして、市として取組む「まちづくりの目標と方向性」に基づいた評価も加え、さまざまな視点から本地域計画の重要な措置においては、PDCAサイクルに基づいた進捗状況及び効果の検証を行い、着実な事業実施ができるようにします。



5 米子の歴史文化遺産

「文化財保護法」の定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文化財、民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）、記念物（遺跡・名勝地・動物、植物、地質鉱物）、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型であり、その他文化財の保存技術、埋蔵文化財が保護の対象となります。「鳥取県文化財保護条例」や「米子市文化財保護条例」に定める「文化財」の概念も「文化財保護法」に準じています。このうち歴史・芸術・学術・鑑賞上の特に価値の高い文化財を指定、選定、登録、選択することにより保護の措置が図られてきました。これらを「指定等文化財」とします。もちろん、対象となる文化財全てが指定等されているわけではなく、地域に今日伝わる歴史や伝統、文化であっても、その価値が明らかでないなどの理由から、保存や活用の対象として扱われていなかった、いわゆる「未指定文化財」が多く存在します。また、文化財類型には当てはまらない伝承や特産品などについても「米子らしさ、特性」を象徴する重要な要素となっているものがあります。これらも本地域計画における保存活用の対象となります。

そこで、本計画では、先人によって生まれ、現代に伝えられた知恵・経験・活動の成果およびそれが存在する環境を「歴史文化」と定義し、その構成要素として、人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土とともに生まれ、今日まで守り伝えられてきた有形無形の歴史・文化・自然的遺産を指定、未指定に関わらず、米子の「歴史文化遺産」と捉えます。つまり、「歴史文化」とは、「歴史文化遺産」である建造物、史料、遺跡、名勝地、動植物や生業・食文化・民俗技術、祭りや行事、風俗慣習、説話や伝承などが相互に関係し合うことによって創り出される周辺環境を含む総体なのです。したがって「米子の歴史文化遺産」は、地域の歴史や文化の基底をなす「地域の宝」として、市民の精神的な拠り所となるものであるとともに、先人の営みを今に伝えるものとして、市民が未来へ向かって歩みを進める時の道しるべとなるものといえます。（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（令和5年3月、文化庁）ならびに「鳥取県文化財保存活用大綱」（令和2年3月、鳥取県）

